

# 公益財団法人世田谷区保健センター経営安定積立金規程

平成21年2月26日

財世保規程第1号

## (積立金の設置)

第1条 公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）が定款に定める事業を執行するにあたり、社会経済状況の変化等による将来の財源不足に備え、健全かつ継続的な運営を図るため、公益財団法人世田谷区保健センター経営安定積立金（以下「積立金」という。）を設置する。

## (積立金への繰入れ)

第2条 積立金への繰り入れは、収支予算に基づいて行うものとする。

## (積立金の取崩し)

第3条 財団が定款に定める事業を執行するにあたり、資金の不足が生じ、その執行が困難になると予想されるときは、理事会の承認を得て収支予算に計上し、積立金を取り崩し、その資金に充てるものとする。

## (運用)

第4条 積立金は、安全確実な方法で運用するものとし、運用益は当該年度の特定資産運用収入として収入する。

## (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、積立金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成21年2月27日から施行する。

## 附 則（平成22年12月1日財世保規程第8号）

この規程は、平成23年2月日から施行する。